

総合評価落札方式評価基準(特別簡易型)公告共通事項書

平成 26 年1月

1 本書で定める事項は、総合評価落札方式(特別簡易型)について適用する。

2 技術評価基準

(1) 企業の技術力

評価項目	評価基準	配点	得点
①施工実績 ＜過去10年間の同種工事等の施工実績＞	$\text{配点} \times \frac{\text{実績件数}}{\text{満点件数}}$ 実績件数 ≤ 満点件数	12	／12
②県工事成績 ＜過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点＞	$\text{配点} \times \frac{(\text{工事成績点} - 65\text{点})}{(85\text{点} - 65\text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	26	／26
③企業の取組 ＜過去5年間のVE提案の採用実績(県)＞	対象工事に係るVE提案の採用実績がある	2	／2
	上記に該当しない	0	

合 計

／ 40

【取扱い】

ア)過去10年間の同種工事の施工実績について

- ① 「過去10年間」とは、公告日の属する年度のうち公告日前日までの期間(以下「当該年度」という。)及び公告日の前年度(以下「前年度」という。)から起算して10か年度前までの期間をいう(以下同じ。)
- ② 施工実績については、対象工事ごとに、同種工事の規模・工法、施工場所、件数を設定する。
- ③ 施工実績は、入札参加資格で設定する工事で、上記期間に引渡を完了(以下「完成」という。)した工事が該当する。
- ④ 評価する実績件数は、市が施工実績の満点の評価として設定する件数(満点件数)を上限とする。
- ⑤ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ⑥ 共同企業体として参加する場合は、各構成員の実績の合計を用いることができる。
- ⑦ 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

イ) 過去5年間の工事成績(同一業種)の平均点について

- ① 工事成績点については、対象となる工事ごとに、日向市又は宮崎県の工事成績を採用するか公告で設定する。なお、工事成績点がないもの又は成績点が65点以下のものについては、0点とする。
- ② 共同企業体の場合の工事成績点は、構成員の平均値とする。この場合、工事成績点がないものの成績点は、65点として取り扱う。
- ③ 共同企業体の場合の工事成績点は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。
- ④ 「過去5年間」とは、前年度から起算して5か年度前までの期間をいう(当該年度は含まない。)
- ⑤ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「工事の種類」をいう。
- ⑥ 県の工事成績にあたっては、宮崎県(企業局、教育庁、警察本部等を含む。以下同じ。)が発注した工事のうち、同一業種で上記期間に完成した工事に係る工事評定点により算出する。
- ⑦ 平均点及び評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。

ウ) 企業の取組について

評価の対象とする取組については、次のVE提案の採用実績とする。

- ① 宮崎県発注工事において採用されたVE提案を評価の対象とする。
- ② 評価の対象となる工事については、対象工事ごとに市が設定する。
- ③ 当該年度及び前年度から起算して5か年度前までの期間に採用されたVE提案を対象とする。但し、VE提案採否通知書の通知日が公告日前日以前の日付になっているものに限る。

(2) 企業の地域社会貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点
①地域精通度	日向市内に本店がある。	10	／10
	日向市内に支店又は営業所がある。	5	
	上記に該当しない	0	
②地域貢献・災害時の協力体制	日向市内でボランティア等の地域活動の実績があり、かつ、日向市との防災協定に加入している。	10	／10
	日向市内でボランティア等の地域活動の実績があるか、又は、日向市との防災協定に加入している。	5	
	上記に該当しない	0	
③ISOの取得状況	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得している。	5	／5
	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれも取得していない。	0	
④雇用者の状況 (障がい者・消防団員)	該当する者を2名以上雇用している	5	／5
	該当する者を1名雇用している	2	
	上記に該当しない	0	

合 計	／ 30
-----	------

【取扱い】

ア) 地域精通度について

- ①対象とする区分については、対象となる工事ごとに公告で設定する。
- ・「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- ・「支店及び営業所」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。

イ) 地域貢献(ボランティア等)・災害時の協力体制について

- ①「地域貢献(ボランティア)等」とは、日向市内における災害時の地域貢献(請負契約によらない災害時の活動)、地域活動(道路や河川等の清掃、交通安全、土木の日の活動など)をいい、当該年度及び前年度に実施したもののうち、次に掲げる事項を満たしている活動が該当する。
 - a) 原則、無償であること。
 - b) 会社としての活動であること。
 - c) 地域に貢献していること。
- ②「防災協定」とは、当該年度における「災害時における応急対策に関する協定等」の日向市との防災協定(※別表1を参照)をいう。

※別表1 災害時における応急対策業務等に関する協定等の一覧

協定の名称	協定者
災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設事業協同組合 日向地区建設業協会 日向管工事協同組合 日向市東郷町冠会
災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	
災害時における物資の供給に関する協定書	
災害時における救援物資の提供に関する協定書	
災害時における物資供給に関する協定書	

注1 別表1に記載のない「日向市との防災協定」についても、評価の対象となる場合がある。

ウ)ISO等の取得状況について

「ISO等の取得状況」とは、県内にある本店、支店、営業所、工場、プラントにおいて「ISO9001」「ISO14001」又は「エコアクション21」を取得している場合をいう。ただし、技術申請書の提出締切日までに開札日時点で有効なことが認定証で確認できる場合に限る。

エ)雇用者の状況について

- ① 雇用者とは、障がい者、又は消防団員をいい、開札日時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ② 「障がい者」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定義する「身体障害者」、「知的障害者」、又は「精神障害者」をいう。なお、県外に本店を有する企業にあつては、開札日時点において当該障がい者が宮崎県内に3か月以上在住している場合に限る。ただし、法定雇用義務のある企業にあつては、障がい者の雇用人数が法定雇用数を満たしている場合は、雇用人数にかかわらず、1名を雇用しているものとして評価する。
- ③ 「消防団員」とは、公告日が属する年度において消防組織法に規定する消防団員として、日向市に任命されている者をいう。なお、法人にあつては役員を、個人にあつてはその者を含む。
- ④ 雇用者の1名が、「障がい者」又は「消防団員」のうち、複数に該当する場合においては、そのいずれかの1つを評価の対象とする。(1名の雇用で複数を評価しない。)

オ)その他

- ① 共同企業体の場合は、各構成員の実績を用いることができる。

(3) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	得点
施工経験 <過去10年間の主任(監理)技術者等の同種工事等の施工経験>	$\text{配点} \times \frac{\text{経験件数}}{\text{満点件数}}$ 実績件数 ≤ 満点件数	15	/15
工事成績 <過去5年間の同一業種の工事成績(国・県・市)の最高点>	$\text{配点} \times \frac{(\text{工事成績点} - 65\text{点})}{(85\text{点} - 65\text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	15	/15

合 計	/ 30
-----	------

【取扱い】

ア) 過去10年間の主任(監理)技術者等としての同種工事の施工経験について

- ① 主任(監理)技術者等とは、主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人をいう。
- ② 施工経験は、主任(監理)技術者等として担当した工事を対象とする。(主任(監理)技術者等を工事の途中で変更している場合は、工期の半分を超える期間において主任(監理)技術者等として従事していた場合のみを評価の対象とする。以下主任(監理)技術者等の規定について同じ。)
- ③ 「過去10年間」とは、当該年度及び前年度から起算して10か年度前までの期間をいう。施工経験については、対象工事ごとに市が同種工事の規模・工法等を設定する。

イ) 過去5年間の同一業種の工事成績評定の最高点について

- ① 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
- ② 「過去5年間」とは、当該年度及び前年度から起算して5か年度前までの期間をいう。
- ③ 工事成績評定は、発注者が日向市及び宮崎県又は国である工事(上記期間内に完成したものに限る。)のうち、建設工事の種類が同一業種に該当するものを評価の対象とする。なお、工事成績評定において評価の対象とする国の工事は、国土交通省が所管する工事及び農林水産省が所管する工事のうち農業農村整備事業に係る工事に限る。
- ④ 最高点は、配置予定技術者が主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として担当した工事のうち、上記に該当する工事から算出する。ただし、現場代理人としての経験については、建設業法第7条第2号ハに該当する者として従事した場合のみを評価の対象とする。
- ⑤ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ⑥ 共同企業体として参加する場合は、各構成員の配置予定技術者のいずれか高い者の工事成績評定点を

用いることができる。

- ⑦ 共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

ウ)その他

- ① 複数の配置予定技術者を選任した場合、配置予定技術者の能力の得点は、最も合計得点が低くなる者の得点とする。また、複数の技術者を配置できる工事においても同じ取扱いとする。
- ② 技術申請書の提出期限日以降の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。